

横浜市豊田地区センター 第5期指定管理者公募についての質問及び回答

| 番号 | 資料名 | ページ・項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|---|--|--|
| 1 | 公募要項 | P18 5(3)エ 評価基準項目について「7 加減点項目(3) 当期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)」 | 評価基準項目の加減点項目について、2点伺います。 ①「管理運営実績が良好であるか。」というの、どのような基準で良好かどうか判断されますか。 ②18ページ下段に、7 加減点項目(1)及び(2)は「施設所管課において～判定します。」と記載されていますが、(3)及び(4)の判定は誰が行うのでしょうか。施設所管課ですか。それとも選定委員ですか。 | ①事業報告書や第三者評価書等の内容を踏まえ、選定委員により判断します。 ②選定委員です。 |
| 2 | 応募書類 | (様式2)事業計画書(6)「自主事業(A型及びB型)計画」 | 新しく始まる「自主事業」については、「A型及びB型」となっています。「A型のみ」、「B型のみ」の実施でもかまいませんか。 また、開館時間外や、空きスペースを活用する場合、実現できるか否かは、横浜市との調整が欠かせないと思います。今の時点ではご相談できないと思いますので、あくまでもアイデア・ご提案ベースでの記載となりますが、その理解でよろしいでしょうか。 | A型、B型のいずれかのご提案でも構いません。ご提案の内容を審査することになります。 「指定管理者制度運用ガイドライン」や「指定管理者制度における実務手続き」をご確認の上、ご提案ください。 |
| 3 | 公募要項 | P2 4(4)ア(ア)配置体制 | 「開館時間中は、常時2名以上の職員体制(常勤・非常勤の別は問いません)をとるものとし～」とありますので、非常勤2名の体制でもよいとの理解でしょうか。 | 職員の配置については、運営に支障が生じることのないような職員体制を前提としてご判断ください。 |
| 4 | 公募要項 | P6 4(4)カ(ア)本施設における自主事業の取扱い 表中 物販等事業①(指定管理業務) P34 2(4)イ(ア)物販等事業 | 公募要項「メーカー希望小売価格以下で販売する飲料の自動販売機や、～は、指定管理業務として扱うものとします。」と書かれていますが、豆から挽くコーヒーの自動販売機は、指定管理業務に当たりますか。当たらない場合は、自主事業A型・B型のいずれになるのか、ご教示ください。 また、カプセルトイの自動販売機(ガチャガチャ)を設置する場合は、いずれの区分に該当するでしょうか。 | 御質問の「豆から挽くコーヒーの自動販売機」について、メーカー希望小売価格以下で販売するものである場合には、指定管理業務として取り扱います。 一方、メーカー希望小売価格を超えて販売する場合には、自主事業として取り扱います。 なお、自主事業とした場合にA型又はB型のいずれに該当するかについては、事業内容や実施目的等を踏まえ、指定管理者と横浜市の協議により判断します。 また、カプセルトイの自動販売機(ガチャガチャ)の設置については、原則として自主事業としての取扱いが想定されます。 ただし、指定管理業務に該当するか、自主事業となるか、また自主事業の場合にA型又はB型のいずれに該当するかについては、当該事業の内容や目的等により取扱いが異なるため、個別に判断されます。 |